

施策展開の体系

第4章では、第2章で提起した課題を解決し、第3章で掲げた望ましい環境像を実現するとともに、白井市第5次総合計画前期基本計画の戦略の柱に対応した取組目標を達成することを目的とする「市の施策」と、市民・市民団体及び事業者に協力をお願いする「環境配慮事項」を定めます。

また、主な課題に対し、その解決度合いをできる限り客観的に把握・評価するためのひとつの方法として、課題の一側面を捉え数値化した「環境指標」及びその目標値を設定します。

望ましい環境像	実現のための課題(第2章)	市の施策
1 豊かな自然を生きかし、大切にす るまち	2-2-1 農地	4-1-1 農地を守ろう
	農業後継者不足や農業収入の減少への有効な対策	(1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援 (2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化 (3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり (4) 誰もが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり
	2-2-2 森林	4-1-2 森林を守ろう
	民有林伐採などの動向注視 森林の適切な維持管理の推進	(1) 民有林伐採の動向注視 (2) 森林の適切な維持管理の推進 (3) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用
	2-2-3 水辺	4-1-3 水辺を生かそう
洪水に対する排水機能の確保と水辺が持つ多面的な機能の発揮	(1) 洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保 (2) 水辺が持つ多面的な機能の増進	
2-2-4 動植物	4-1-4 野生生物と共存・共生しよう	
豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な野生動植物管理	(1) 生態系の保護 (2) 野生生物の適切な管理	
2-2-5 公園・緑地	4-1-5 公園・緑地を増やし守ろう	
公園・緑地の整備推進 市民グループや自治会との協働による維持管理の推進	(1) 公園・緑地の整備の推進 (2) 子育ての場としての公園や広場の機能整備 (3) 市民グループや自治会との協働による公園・緑地管理の推進 (4) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援	

望ましい環境像	実現のための課題 (第2章)	市の施策
2 市民の健康と快適な生活環境を守るまち	2-3-1 大気環境	4-2-1 大気汚染を減らそう
	削減が進んでいない汚染物質を中心とした、国・県・他市町村などとの協力による排出削減 汚染物質の監視、注意喚起の迅速・確実な実施	(1) 国・県・他市町村などとの協力による大気汚染物質の排出削減 (2) 大気汚染物質の監視、必要な注意喚起の迅速・確実な実施
	2-3-2 騒音・振動、悪臭	4-2-2 騒音・振動、悪臭を減らそう
	工場・作業場、建設工事、道路(通行車両)などからの騒音・振動の防止 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭防止	(1) 工場・作業場、建設工事、道路などからの騒音・振動の防止 (2) 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭の防止
	2-3-3 水質を改善しよう	4-2-3 水質を改善しよう
	下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町村などとの協力による水質浄化の推進 地下水汚染の調査・浄化対策の継続	(1) 河川・湖沼の水質改善 (2) 地下水汚染の調査及び浄化対策
	2-3-4 有害化学物質	4-2-4 有害化学物質による被害を防ごう
	有害化学物質に対する継続的な監視	(1) 有害化学物質の調査及び情報収集 (2) 有害化学物質の飛散・放出防止
	2-3-5 公害苦情	4-2-5 公害対策に市民の声を生かそう
	苦情が増えている大気や騒音・振動に関する公害対策への重点的な取り組み	(1) 公害苦情の原因・背景等の分析
	2-3-6 放射性物質	4-2-6 放射線を正しく知ろう
	外部被ばく・内部被ばくについての市民の不安払拭	(1) 放射線の測定及び除染作業 (2) 健康への影響を中心とした最新知見・情報の収集
	2-4-1 景観・文化財	4-2-7 景観や文化財を守ろう
	地域特性を活かし調和のとれた景観形成 文化財保護の着実な実施	(1) 市街地と田園集落のそれぞれの個性を活かした、白井らしさを感じられる景観の形成 (2) みどりの中にある文化財の保護及び魅力ある資源としての活用
2-4-2 不法投棄	4-2-8 不法投棄や野焼きをなくそう	
不法投棄の未然防止 ごみの野焼きに対するきめ細かい対応	(1) 不法投棄をされない環境づくり (2) 野焼きに対するきめ細かい対応	
2-8-1 住民意識調査(1)	これらの市民ニーズを踏まえた施策の推進については、白井市第5次総合計画前期基本計画や各分野の基幹・個別計画に位置付け、それぞれの取り組みを進めています。	
交通利便性や安全等への市民ニーズを踏まえた施策の推進		

望ましい環境像	実現のための課題 (第2章)	市の施策
<p>3 限られた資源・エネルギーを大切に するまち</p>	<p>2-5-1 廃棄物・リサイクル</p> <p>一般廃棄物の排出量抑制 資源化量・資源化率の改善</p>	<p>4-3-1 ごみを削減しよう</p> <p>(1) 家庭系ごみの排出量削減及び資源化の促進 (2) 事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進</p>
	<p>2-5-2 エネルギーを有効に使おう</p> <p>省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大による化石エネルギーの消費削減</p>	<p>4-3-2 エネルギーを有効に使おう</p> <p>(1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 (2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大</p>
<p>4 環境を知り、環境に配慮したライフスタイルを 実践するまち</p>	<p>2-6-1 環境学習・環境教育 2-8-1 住民意識調査(2)</p> <p>環境保全への関心・理解の深化 環境基本計画の普及</p>	<p>4-4-1 環境について学ぼう</p> <p>(1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進 (2) 環境基本計画の普及</p>
	<p>2-6-2 環境保全活動</p> <p>市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや、市との協働による環境保全活動の更なる推進</p>	<p>4-4-2 環境保全活動に参加しよう</p> <p>(1) 地域での環境保全・創出の取り組みとしてのグランドワークの推進</p>
<p>5 地球環境の保全に 貢献するまち</p>	<p>2-7-1 地球環境</p> <p>省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の市民生活や事業活動への定着促進 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集</p>	<p>4-5-1 地球規模で環境を考えよう</p> <p>(1) 温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 (2) 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集</p>

第1節 豊かな自然を生かし、大切にすまち

1 農地を守ろう

【市の施策】

農地の減少については、その背景となっている後継者不足や農業収入の減少などへの有効な対策を講じていくことが課題となっており、農業をまちの活性化のための資源として積極的に支援していくことが求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援

集落で農業生産を共同で行うしくみづくりを進めます。また、市民団体等と協働し、援農ボランティアや新規就農を育成するための講習会を開催するなど、農業の担い手づくりを進めます。

(2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化

農家や多様な事業者が連携することで、付加価値の高い農産物の開発や販売ルートの確保を進めます。

(3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり

共同直売所の運営支援や各経営にあった流通・販売ルートを確認します。

(4) 誰もが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり

農家等と連携して、市民農園・体験型農園の開設を支援し、農にふれる場づくりを進めます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

農地の果たす環境保全のはたらきを理解しましょう。

市内産農産物を積極的に購入しましょう。

市民農園や観光農園を利用し、土と親しみましょう。

イベントでの供食など、市内産農作物を積極的に活用しましょう。

(2) 事業者

農業後継者の育成に努めましょう。

市内産農産物を積極的に流通・販売しましょう。

市民農園や観光農園の開設など、遊休農地の活用を検討しましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目 標 値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-1-1 農地面積【農政課】	1,296ha	1,285ha	1,281ha	1,278ha	1,277ha	1,276ha
1-1-2 農業新規参入者数 【農政課】	1 件/年 (H22～26 年度平均)	2 件/年	2 件/年	2 件/年	2 件/年	2 件/年
1-1-3 基幹的農業従事者 の人数【農政課】	1,040 人	-	-	-	1,040 人超	-
1-1-4 基幹的農業従事者 の年齢層中央値【農政課】	60～64 歳	-	-	-	60 歳未満	-
1-1-5 農業経営体の農産 物販売規模の中央値【農政 課】	200～300 万円	-	-	-	300 万円超	-

1-1-1 農地の面積は、平成 22～26 年の 5 年間に 37ha（年平均 7.4ha）が減少しましたが、今後は宅地開発の抑制等により減少の緩和が期待できることから、平成 32 年度までに、年間の減少面積が 1ha 以下になることを目標とします。

1-1-2～1-1-4 農業後継者不足への対策については、農業への新規参入者（土地や資金を独自に調達して市内で新たに農業経営を開始した個人・法人）数と、基幹的農業従事者（ふだん仕事として自営農業に従事している人）の人数及び年齢層中央値（年齢順に並べたときに中央となる人が属する年齢層）を環境指標とします。

新規参入者については、平成 22～26 年度の 5 年間で合計 5 件・年平均 1 件でしたが、それを年平均 2 件に増やすことを目標にします。

基幹的農業従事者については、現状よりも人数が増加し、また年齢層中央値が低下することを目標とします。ただし、データは国が 5 年ごとに行う農林業センサスの結果に基づくため、次回調査が行われる平成 31 年度にのみ目標値を設定します。

1-1-5 農業収入の減少への対策については、市内の農業経営体（農家等）の農産物販売規模の中央値（金額順に並べたときに中央となる経営体が属する金額規模）を環境指標とし、現状よりも金額規模が上昇することを目標とします。ただし、データは国が 5 年ごとに行う農林業センサスの結果に基づくため、目標値は平成 31 年度にのみ設定します。

2

森林を守ろう

【 市の施策 】

森林の減少については、民有林伐採の動向の注視や、残された森林の適切な維持管理の推進が課題となっており、市民や市民団体と協働し、森林・里山の保全と活用を図っていくことが求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 民有林伐採の動向注視

違法伐採の防止に努めるとともに、伐採の届出があったときは、白井市森林整備計画に照らして厳正な審査を行います。

また、今後の森林減少抑制のため、伐採の目的や背景などの把握に努めます。

(2) 森林の適切な維持管理の推進

所有者や市民団体などと連携・協力し、森林の適正な維持管理の促進に努めます。

また、国の自然環境基礎調査の結果などを用い、森林の放置による竹林化の進行といった影響の把握に努めます。

(3) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用

市民や市民団体等と協働し、「(仮称)谷田・清戸市民の森」の整備を進めるなど、里山を積極的に保全・活用します。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

森林の果たす環境保全のはたらきを理解しましょう。

森林の所有者は、森林の適切な維持管理に努めましょう。

森林の維持管理活動や自然観察会などを通じて、森林保全への関心を高めましょう。

(2) 事業者

開発事業などにあたっては、森林の分断を避けるように努めましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-2-1 地域森林計画に基づき森林面積【農政課】	462ha	435ha	425ha	418ha	413ha	411ha

1-2-1 森林減少への対策については、「千葉北部地域森林計画」の対象となっている民有林の面積を環境指標とします。平成 24～26 年度の 3 年間ににおいては 51ha（年平均 17ha）の減少が生じましたが、今後は宅地開発の抑制等により減少緩和が期待できることから、平成 32 年度までに毎年の減少面積が 2ha 以下となることを目標とします。

一方、森林の維持管理については、量的に説明する適切なデータがないことから環境指標は設定しませんが、施策を通して課題解決に取り組んでいきます。

3

水辺を生かそう

【 市の施策 】

水辺については、洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保したうえで、水辺が持つ多面的な機能をバランスよく発揮することが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保

市が管理している水路などの適切な維持管理を行うほか、河川管理者である千葉県に対し、環境に配慮した河川改修の推進を要望します。また、豪雨などによる水位上昇時には市民の安全確保のため適切に対応します。

なお、都市計画の中での河川・水路の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。

(2) 水辺が持つ多面的な機能の増進

良好な景観、レクリエーション、癒し、動植物の生息地などの機能が発揮できるよう、生物の生息環境に配慮した水路の整備や、市指定文化財としての湧水の保護などを推進するほか、水辺の清掃を実施する市民団体などを支援します。

また、公共施設における雨水浸透施設の設置や、市道（歩道）の透水性舗装などを通じ、湧水などの水源にもなる地下水の涵養に努めます。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

河川沿いの散歩など、暮らしの中に水辺を取り入れましょう。

雨水浸透柵の設置などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。

水辺の清掃活動や自然観察会などを通じて、水辺の環境に対する関心を高めましょう。

(2) 事業者

雨水浸透柵の設置や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-3-1 河川改修の進捗率 (神崎川・二重川・法目 川・七次川)【道路課】	98.7%	98.7%超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

1-3-1 市内の主要な河川である神崎川や二重川などにおいては、千葉県が「利根川水系印旛沼・手賀沼・根木名川圏域河川整備計画」(平成19年7月策定)に基づき河道拡幅や堤防整備などを進めていることから、同計画に定められた改修区間延長に対する実際の進捗率を環境指標とします。ただし、河川整備計画は千葉県の計画であり、また計画期間は「概ね30年間」とされていることから、具体的な目標値は設けず、平成26年度の進捗率を基準に、毎年着実に進捗率が上がることを目標とします。

一方、水辺が持つ多面的な機能については、量的に説明できる適当なデータがないことから、環境指標は設定しませんが、施策を通して課題解決に取り組んでいきます。

4

野生生物と共存・共生しよう

【 市の施策 】

野生生物については、豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な管理を両面から進めていくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 生態系の保護

千葉県などと協力し、特定外来生物の根絶に努めるほか、市民や市民団体と協力し、水生生物の生息状況などの調査を行います。

また、農業における農薬・化学肥料の使用量削減などを啓発します。

(2) 野生生物の適切な管理

有害鳥獣や昆虫などによる生活被害や農業被害の抑制に努めるほか、空き地や遊休農地において、雑草の繁茂の防止など適正な管理を指導します。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

野生生物のむやみな捕獲・採取はやめましょう。

外来生物を野に放したり、種をまいたりするのはやめましょう（特定外来生物の場合、これらの行為は犯罪となります）。

生態調査や自然観察会などを通じて、野生生物への関心を高めましょう。

住宅を点検し、有害鳥獣の建造物侵入・定住や危険なハチの営巣を防ぎましょう。

有害鳥獣を誘引しないよう、生ごみを適切に処理しましょう。

(2) 事業者

開発事業などにあたっては、野生生物の生息地の保全に配慮しましょう。

屋外照明や広告塔照明の設置にあたっては、生態系や農作物等への影響に十分配慮しましょう。

農薬や化学肥料使用量の削減に努めましょう。

社屋等を点検し、有害鳥獣の建造物侵入・定住や危険なハチの営巣を防ぎましょう。

有害鳥獣を誘引しないよう、食品や農産物残渣を適切に処理しましょう。

特定外来生物：他地域から人為的に持ち込まれた生物（外来生物）のうち、外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある種として規制・防除の対象に指定されたもの。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目 標 値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-4-1 防除対象特定外来生物の発見種数【環境課】	3 種	3 種以下	3 種以下	3 種以下	3 種以下	3 種以下
1-4-2 野生動物による生活被害の報告件数【環境課】	10 件	10 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
1-4-3 野生動物による農業被害面積【農政課】	907a	907a 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満

1-4-1 生態系保護については、特定外来生物のうち、白井市を含む区域を対象とした「防除の確認及び認定」が行われた種の発見種数（累計）を環境指標とします。これまでにカミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクの3種の発見が市に報告されていますが、今後、この種数が増加しないことを目標とします。

1-4-2、1-4-3 適切な野生生物管理については、野生動物による生活被害の報告件数と農業被害面積を環境指標とし、平成26年度の件数・面積を基準として、年々低減していくことを目標とします。

5 公園・緑地を増やし守ろう

【 市の施策 】

公園・緑地については、潤いと安らぎのある生活空間の創出のため、更なる整備の推進と、市民グループや自治会と協働した維持管理が課題となっており、また、市民が自主的に身近なみどりを創出し育てていく活動への支援が求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 公園・緑地の整備の推進

緑が不足している既成市街地における新たな都市公園や、「(仮称)谷田・清戸市民の森」などの整備を行います。

なお、都市計画の中での公園・緑地の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。

(2) 子育ての場としての公園や広場の機能整備

公園や広場におけるバリアフリー化や、事故防止及び防犯の視点から安全が保たれるような適切な維持管理などを通し、子育ての場として利用しやすい環境をつくります。

また、公園内の運動施設の適切な運用などを通して、スポーツやレクリエーションの振興に努めます。

(3) 市民グループや自治会との協働による公園・緑地管理の推進

市民の公園・緑地への愛着を深め、地域コミュニティ活動の推進を図るため、公園・緑地の日常管理の一部を受託していただける市民グループや自治会などの募集、育成、支援を行います。

(4) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援

市民や市民団体などが自ら、道路沿いなどにおいて身近なみどりを育て、みどりのネットワークをつくる活動を支援します。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

公園や緑地を積極的に利用し、自然と親しみましょう。

公園や緑地の植栽や設備を大切にしましょう。

身近な公園の維持管理に参加しましょう。

地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。

庭やベランダ、壁面などの緑化及び適切な維持管理に努めましょう。

(2) 事業者

開発事業などにあたっては、緑地の確保に努めましょう。

事業所内の緑化及び適切な維持管理に努めましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目 標 値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1-5-1 公園・緑地等の箇所数【都市計画課】	149 箇所 (H27.4.1 現在)	151 箇所	151 箇所	151 箇所	151 箇所	151 箇所
1-5-2 市民1人当たり都市公園面積【都市計画課】	8.7 m ² /人	10 m ² /人	10 m ² /人	10 m ² /人	10 m ² /人	10 m ² /人
1-5-3 市民グループや自治会との協働による維持管理を行っている公園の数【都市計画課】	32 箇所	32 箇所 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

1-5-1、1-5-2 公園・緑地の整備については、都市公園（都市緑地を含む）市民の森、特別保全緑地及び子どもの遊び場（以下、「公園・緑地等」と言います。）の合計箇所数と、市民1人当たりの都市公園面積を環境指標とします。平成26年度に新設された公園・緑地等は12箇所でしたが、このうちの大半は平成26年4月1日に開園した白井総合公園及びそれに隣接する特別保全緑地と、千葉ニュータウン事業の収束に伴い独立行政法人都市再生機構から移管された都市緑地であり、残りの3箇所は宅地開発事業に伴う寄付公園となっています。今後は、宅地開発事業に伴い設置される公園も大幅に減少する見込みですが、「(仮称)谷田・清戸市民の森整備事業」の推進などにより、平成28～32年度においては2箇所の増加を目標とします。また、市民1人当たり都市公園面積については、白井市都市公園条例に定める標準面積である10m²/人の確保を目標とします。

1-5-3 市民グループや自治会との協働による公園の維持管理については、導入済みの公園箇所数を環境指標とし、現状の箇所数を基準として年々増加していくことを目標とします。

第2節 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

1 大気汚染を減らそう

【市の施策】

大気環境については、十分な削減が進んでいない汚染物質を中心に、国・県・他市町村などとの協力により排出削減に取り組んでいくこと、また、汚染物質の監視や必要な注意喚起を迅速・確実に実施していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 国・県・他市町村などとの協力による大気汚染物質の排出削減

夏季における光化学スモッグの発生原因ともなる揮発性有機化合物（VOC）や、冬期に濃度が上昇しやすい二酸化窒素といった大気汚染物質の排出抑制のため、千葉県、首都圏9都県市または国などの主導する重点実施期間などに積極的に協力し、市民・事業者に向けた排出抑制の呼びかけに努めます。

また、低公害車の庁用車への積極的な導入、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）の実施、市施設における冬季の暖房使用の抑制などを通して、市の事務・事業に伴う大気汚染物質の排出抑制に努めます。

(2) 大気汚染物質の監視、必要な注意喚起の迅速・確実な実施

光化学スモッグ注意報（警報）の発令やPM2.5注意喚起情報について、市民に確実に周知します。

また、市内にある白井七次台一般大気環境測定局において千葉県が常時測定している大気汚染物質の測定結果を把握・整理し、環境白書などで報告します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用に努めましょう。

アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めましょう。

ごみの野焼きはやめましょう。

低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べNOx 粒子物質 CO2 といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または排出しない車。実用化されている主な車種として、電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリット車があります。
環境白書：市における環境の現状や環境保全に関する施策の概要・実績などをまとめた報告書。
アイドリングストップ：自動車の駐停車時において、不必要なエンジンの使用を停止すること。

(2) 事業者

- 事業活動に伴う大気汚染物質の排出基準を遵守しましょう。
- 事業活動に伴う粉じんが周囲に飛散しないよう適正に管理しましょう。
- 共同輸配送など、物流の効率化に努めましょう。
- アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めましょう。
- 低公害車の積極的な導入に努めましょう。
- 有機溶剤を取り扱う工場・事業場、建築工事等における塗装作業などにおいては、揮発性有機化合物（VOC）の放出抑制のため、保管容器のふた閉めの徹底や、低VOC製品の採用に努めましょう。
- ごみの野焼きはやめましょう。
- 担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目 標 値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-1-1 大気中光化学オキシダント濃度(昼間の1時間値)が環境基準を超えた日数【環境課】	89 日	89 日未満	89 日未満	89 日未満	89 日未満	89 日未満
2-1-2 大気中二酸化窒素濃度(日平均の年間98%値)【環境課】	0.028ppm	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下	0.06ppm 以下
2-1-3 大気中浮遊粒子状物質濃度(日平均の2%除外値)【環境課】	0.05mg/m3	0.1mg/m3 以下	0.1mg/m3 以下	0.1mg/m3 以下	0.1mg/m3 以下	0.1mg/m3 以下
2-1-4 光化学スモッグ注意報(警報)発令数【環境課】	4 回	-	-	-	-	-

2-1-1～2-1-3 大気汚染物質の削減対策については、光化学オキシダント濃度が環境基準（0.06ppm）を超えた日数、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度を環境指標とします。このうち光化学オキシダント濃度の環境基準超過日数は平成 23 年度から増加が続いており、現状では環境基準の毎日達成は極めて難しい状況であることから、本計画期間においては、平成 26 年度の超過日数を上回らないことを目標とします。また、現状では概ね環境基準を達成している二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度については、環境基準の達成の維持を目標とします。

2-1-4 汚染物質の監視・注意喚起については、光化学スモッグ注意報（警報）の発令数を環境指標とします。ただし、発令については、千葉県による発令情報を市民に確実に周知することが重要であることから、発令数自体の目標値は設定しません。

2

騒音・振動、悪臭を減らそう

【 市の施策 】

騒音・振動及び悪臭については、工場・作業場、建設工事、道路などからの騒音・振動と、事業活動、浄化槽排水などからの悪臭を防止することが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 工場・作業場、建設工事、道路などからの騒音・振動の防止

騒音・振動規制法及び白井市公害防止条例に基づき、建設作業や騒音・振動を発生する施設に対する事前審査を厳正に行うとともに、騒音・振動を発生させている工場・作業場、建設作業などに対する確認、指導、啓発を行います。

また、道路を走行する自動車による騒音・振動を抑制するため、道路の計画的な維持補修を行うほか、主要道路における騒音調査を行います。

(2) 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭の防止

悪臭を発生させている、または発生させるおそれがある工場・事業所、農畜産関係に係る堆肥・畜舎、建設作業などに対し、確認、指導、啓発を行います。

また、浄化槽使用者に対し、適正管理についての周知啓発を行います。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

テレビ、音響機器、楽器の音量やペットの鳴き声などに注意し、生活騒音を発生しないよう努めましょう。

自動車を運転するときは、 unnecessary クラクションや空ぶかしなどを避けましょう。

ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)

(2) 事業者

事業活動に伴う騒音・振動、悪臭の規制基準を遵守しましょう。

設備や機器の導入にあたっては低騒音型にするよう努めましょう。

営農機具は騒音に配慮したものを選び、時間帯に注意して使用しましょう。

駐車場の設置にあたっては、周辺に及ぼす騒音の影響が最小限になるよう位置や構造等に配慮しましょう。

駐車場においては、車両の unnecessary クラクションや空ぶかしを禁止しましょう。

運送車両への過積載をやめましょう。

ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)

堆肥や家畜の適正な管理に努めましょう。

担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。(再掲)

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-2-1 騒音・振動に関する苦情件数【環境課】	50 件	50 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-2-2 悪臭に関する苦情件数【環境課】	11 件	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下

2-2-1 騒音・振動の防止については、公害苦情相談制度に基づき市に寄せられた公害苦情件数のうち、振動・騒音に係る件数を環境指標とします。騒音・振動に係る苦情件数は増加の傾向が見られることから、平成 26 年度の件数を基準に、年々減少に転じることを目標とします。

2-2-2 悪臭防止については、市に寄せられた公害苦情件数のうち、悪臭に係る件数を環境指標とし、平成 26 年度の件数を基準に、年々件数が低下することを目標とします。悪臭に係る苦情件数は、増加の傾向にはないことから、平成 26 年度の件数を上回らないことを目標とします。

公害苦情相談制度：公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村が公害苦情の相談窓口となり、住民の苦情を聞き、苦情の処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡をとりあって、当事者に対し改善措置の指導や助言を行うなど、苦情の受付から解決に至るまで一貫した処理を行う制度。

3

水質を改善しよう

【 市の施策 】

水質については、河川・湖沼の水質に係る環境基準を達成できていない下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町村などと協力して改善を図っていくこと、また、地下水汚染の調査及び浄化対策を継続していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 河川・湖沼の水質改善

「白井市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道の整備及び接続の促進、高度処理型合併処理浄化槽の設置や転換の促進、浄化槽使用者に対する適正管理の周知啓発などに努め、汚水処理率の向上を図ります。

また、千葉県及び流域市町村などで構成する印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会などの事業を通して、流域全体での水質改善の取り組みを推進します。

なお、都市計画の中での公共下水道の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。

(2) 地下水汚染の調査及び浄化対策

千葉県及び関係者の協力のもと地下水の汚染状況及び原因の調査を継続的に実施し、効果的な浄化対策を検討します。

また、土砂などの埋立てに対しては条例に基づく厳正な審査・指導を行い、土壌・地下水汚染の防止を図るとともに、地下水の涵養のため、公共施設における雨水浸透施設の設置や市道（歩道）の透水性舗装などを行います。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続しましょう。

公共下水道の未整備区域では、高度処理型合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽からの転換に努めましょう。

浄化槽は適正に維持管理しましょう。

排水口ネットの使用や洗剤の適量使用など、生活排水の汚れを減らすよう心がけましょう。

雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。（再掲）

(2) 事業者

公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続しましょう。

排水処理施設の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めましょう。

排水処理施設は適正に維持管理しましょう。

有害化学物質などを含む事業排水は法令で定められた排出基準を遵守しましょう。

農薬や化学肥料使用量の削減に努めましょう。（再掲）

雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。（再掲）

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-3-1 下手賀沼（中央） のCOD年平均値【環境課】	6.2mg/l	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下	5mg/l以下
2-3-2 神崎川（鎌倉橋・ 所沢橋）のBOD年平均値 【環境課】	2.0mg/l	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下
2-3-3 金山落（名内橋） のBOD年平均値【環境課】	1.8mg/l	3mg/l以下	3mg/l以下	3mg/l以下	3mg/l以下	3mg/l以下
2-3-4 公共下水道及び合 併処理浄化槽による汚水 処理人口普及率【上下水道 課】	95.0%	95.6%	95.9%	96.3%	96.6%	96.9%
2-3-5 地下水質調査にお いて環境基準を超えてい る水質項目がある井戸数 の割合【環境課】	10.8%	10.8% 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満

2-3-1～2-3-3 河川・湖沼の水質については、下手賀沼のCOD（化学的酸素要求量）、神崎川及び金山落のBOD（生物化学的酸素要求量）のそれぞれの年平均値を環境指標とし、それぞれの環境基準を達成することを目標とします。

2-3-4 また、生活排水などの処理に関し、公共下水道及び合併処理浄化槽による処理人口の割合（汚水処理人口普及率）を環境指標とし、これを平成32年度までに96.9%とすることを目標とします（「白井市生活排水処理基本計画」の目標値と同一）。

2-3-5 地下水汚染の調査・浄化対策については、汚染状況の調査のために神々廻地区、工業団地及びその周辺地区に市が設置している観測井戸の全本数に対し、毎年の水質調査の結果、1項目でも環境基準を超過した井戸の本数の割合を環境指標とします。汚染の状況は必ずしも改善に向かっているとは言えない状況であるため、平成26年度の実績値を基準に、年々減少に転じることを目標とします。

4

有害化学物質による被害を防ごう

【 市の施策 】

ダイオキシン類、アスベストといった有害化学物質に対しては、日常的に注意を払い測定や情報収集を継続していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 有害化学物質の調査及び情報収集

大気中のダイオキシン濃度を継続的に測定し、結果を公表します。

また、有害化学物質に関する国・県などの測定データや最新情報の把握・整理に努めます。

(2) 有害化学物質の飛散・放出防止

建築物の解体時などのアスベストの飛散防止のため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査や除去に対する支援を行います。

また、野焼きの防止や、農業における農薬・化学肥料使用量の削減などについて周知啓発を行い、有害化学物質の飛散・放出の防止に努めます。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)

(2) 事業者

建物などの解体に際しては、アスベストの使用状況調査、作業届出、飛散防止対策などを法令に従い適正に行いましょう。

有害化学物質などを含む事業排水は法令で定められた排出基準を遵守しましょう。(再掲)

農薬や化学肥料使用量の削減に努めましょう。(再掲)

ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)

担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。(再掲)

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-4-1 大気中のダイオキシン濃度【環境課】	0.026 pg-TEQ/m3	0.6 pg-TEQ/m3 未満	0.6 pg-TEQ/m3 未満	0.6 pg-TEQ/m3 未満	0.6 pg-TEQ/m3 未満	0.6 pg-TEQ/m3 未満

2-4-1 有害化学物質については、大気中のダイオキシン類濃度の測定結果を環境指標とします。近年は環境基準値を下回る良好な結果が続いていますが、引き続き環境基準の達成を維持することを目標とします。

5 公害対策に市民の声を生かそう

【市の施策】

公害苦情については、大気汚染や騒音・振動に関するものが増えてきており、これらに重点を置いた取り組みが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 公害苦情の原因・背景等の分析

近年苦情件数が増えている大気汚染や騒音・振動を中心に苦情の原因や背景を分析し、個別の対策に活かします。

【環境指標】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-5-1 市に寄せられた公害苦情件数(全体)【環境課】	141 件	141 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-5-2 大気に関する苦情件数【環境課】	55 件	55 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-5-3 騒音・振動に関する苦情件数【環境課】(再掲)	50 件	50 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-5-4 悪臭に関する苦情件数【環境課】(再掲)	11 件	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下	11 件以下
2-5-5 水質汚濁に関する苦情件数【環境課】	5 件	5 件以下	5 件以下	5 件以下	5 件以下	5 件以下
2-5-6 その他の苦情件数【環境課】	20 件	20 件以下	20 件以下	20 件以下	20 件以下	20 件以下

2-5-1～2-5-6 公害苦情については、全体件数及び項目ごとの内訳数を環境指標とします。このうち全体件数と、大気汚染及び騒音・振動に係る件数については、平成 26 年度の件数を基準に年々減少することを目標とします。また、苦情件数の顕著な増加が生じていない悪臭、水質汚濁及びその他の苦情の件数については、平成 26 年度の件数を上回らないことを目標とします。

なお、騒音・振動及び悪臭に関する苦情件数については、第2節第2項「騒音・振動、悪臭を減らそう」の環境指標2-2-1及び2-2-2を再掲しています。

6 放射線を正しく知ろう

【市の施策】

放射性物質については、外部被ばくと内部被ばくのそれぞれについて、市民の不安を払拭し、事故以前の生活を取り戻していくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 放射線の測定及び除染作業

当面の間、公共施設における空間放射線量率などの測定を継続するとともに、国・県などの測定データを把握・整理し、市ホームページなどで公表します。

また、必要に応じて局所的な除染作業を行います。

(2) 健康への影響を中心とした最新知見・情報の収集及び提供

甲状腺疾患などの中長期的な健康不安に適切に対応できるよう、引き続き最新の知見・情報の収集及び提供に努めるとともに、国の動向及び福島県において行われている県民健康調査の結果などを注視し、状況に応じ必要な対策を講じていきます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

放射線やその健康影響に関する正確な知識の修得に努めましょう。

(2) 事業者

事業所内の空間放射線量率を測定し従業員に結果を周知するなど、職場での安心確保に努めましょう。

【環境指標】

市民の不安払拭の程度を量的に説明するデータの取得は困難であり、本項では環境指標を設定しません。

【 市の施策 】

景観・文化財については、地域特性を活かした調和のとれた景観の形成と、文化財の保護を着実に行うことが課題となっており、みどりの中にある文化資源を活かした良好な環境を保全・創出していくことが求められています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 市街地と田園集落のそれぞれの個性を活かした、白井らしさを感じられる景観の形成

ゆとりがあり調和のとれた都市景観の形成を目指し、地区計画の策定や都市景観条例の導入などを推進し、計画的な景観誘導を図ります。

また、地域文化とともに培われてきた田園集落景観の保全のため、市民の自然・田園風景に対する意識の醸成や、市民の主体的な活動に対する支援を推進します。

なお、都市計画の中での都市景観の形成方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。

(2) みどりの中にある文化財の保護及び魅力ある資源としての活用

若い世代も含めた多くの市民が、みどりやその中にある歴史・文化の魅力を発見できるよう、文化財の着実な調査や保護と合わせて、市民講座の開催、散策コースの設定やそれを活用したイベントの開催、子ども向けの文化財解説シートの作成・配布などを通し多様な機会を提供していきます。

【 環境配慮事項 】**(1) 市民・市民団体**

建築物の新改築においては、周囲の景観との調和に配慮しましょう。

指定文化財やそれを取りまく自然環境に関心を持ち大切にするとともに、市内外に積極的に紹介し白井の魅力を広めましょう。

地域の年中行事や伝統芸能、文化活動などの保存に努めましょう。

(2) 事業者

建築物の新改築や開発事業においては、周囲の景観との調和に配慮しましょう。

屋外照明や広告塔照明の設置にあたっては、住宅街、学校、病院などに接しないよう十分配慮しましょう。

開発事業などにあたっては、文化財の適切な保護を図りましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-7-1 地区計画の策定数【都市計画課】	14 地区	16 地区	16 地区	16 地区	16 地区	16 地区
2-7-2 国・県・市指定文化財合計数【文化課】	38 点	40 点	42 点	43 点	44 点	45 点

2-7-1 地域特性を活かした調和のとれた景観形成については、そのための一手段である、都市計画法に基づく地区計画の策定数を環境指標とします。地区計画は住民の合意に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるものであり、生活道路の配置・規模を決定したり、建築物の用途・容積率・建ぺい率・デザインなどについて、通常より厳しい制限や指定を行うことなどができます。平成 26 年度現在、市内 14 地区で地区計画が策定されていますが、平成 32 年度までに更に 2 地区での策定を目標とします。

2-7-2 文化財保護の推進については、国指定重要文化財、県指定文化財及び市指定文化財の合計数を環境指標とします。平成 32 年度までに、平成 26 年度より 7 点増え 45 点となることを目標とします。

【 市の施策 】

不法投棄については、ごみが捨てられない環境づくりを通して、未然に防止を図っていくことが課題となっています。また、ごみの野焼きについては、きめ細かい対応により、生活環境への影響を生じさせないようにしていくことが課題となっています。

市では、これらの課題解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 不法投棄をされない環境づくり

市によるパトロール、監視カメラの設置・運用及び生活環境指導員による監視などを通して不法投棄の防止及び早期発見に努めるほか、広報紙やホームページなどにより、ごみや吸い殻のポイ捨て防止及びペットのフン害防止なども含めた周知啓発を行います。

また、公共用地への不法投棄が行われた場合は速やかに回収し投棄の拡大を防止するとともに、警察などの関係機関と連携し行為者の特定に努めます。民有地への不法投棄に対しては、土地所有者などに対し、再発防止対策などの助言を行います。

(2) 野焼きに対するきめ細かい対応

ごみの野焼きの苦情があったときは現場の状況を確認し、行為者などに事情を聴取したうえで、中止などの指導を行います。

また、広報紙やホームページなどにより野焼き防止のための周知啓発を行うとともに、野焼きに対する監視・指導のため、消防、警察、隣接市など関係機関との連携・協力及び情報共有に努めます。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

ごみはルールに従い適正に処理しましょう。

ごみや吸い殻のポイ捨てはやめましょう。

ペットのフンは放置せず持ち帰りましょう。

不法投棄を見つけたときは警察や市に通報しましょう。

ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)

(2) 事業者

事務所などから出るごみはルールに従い適正に処理しましょう。

産業廃棄物の マニフェスト制度を遵守しましょう。

ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)

生活環境指導員：生活環境指導員制度（平成7年度）により市から委嘱を受け、集積所の維持管理やごみの排出状況の確認・指導などを行っています。

マニフェスト制度：廃棄物などによる事故や環境汚染、不法投棄などを防止することを目的として、廃棄物の排出から運搬、処分に関する一連の流れを伝票により管理する制度。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
2-8-1 不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量【環境課】	34.6 トン	29.4 トン	27.1 トン	25.0 トン	23.1 トン	21.3 トン
2-8-2 野焼きに関する苦情件数【環境課】	52 件	52 件 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
2-8-3 果樹剪定枝バイオマスガス化発電施設の処理量【環境課】	24,119 トン	24,119 トン 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

2-8-1 不法投棄の未然防止については、実際に不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量を環境指標とします。投棄重量は平成 19 年度をピークに減少傾向にあることから、同年度以降の各年の増減率の平均である、前年比-7.8%の減少を維持することを目標とします。

2-8-2、2-8-3 ごみの野焼きへの対応については、野焼きに関する苦情件数と、果樹剪定枝のバイオマスガス化発電施設における処理量を環境指標とします。苦情件数については、平成 26 年度の件数を基準に年々件数が減少することを目標とします。一方、バイオマスガス化発電施設処理量については、平成 26 年度実績を基準に年々増加することを目標とします。

第3節 限られた資源・エネルギーを大切にすまち

1 ごみを削減しよう

【市の施策】

ごみについては、一般廃棄物の排出量の抑制及び資源化量・資源化率の改善が課題となっています。市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 家庭系ごみの排出量削減及び資源化の促進

「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」に基づき、生ごみの水切り、資源物の分別徹底、レジ袋や使い捨て容器を使わない「マイバッグ・マイボトル」使用などについての周知啓発を行います。

また、コンポスト（生ごみ肥料化容器）や生ごみ処理機の導入促進、リサイクルマーケットの実施や不用品交換制度の運用、資源回収運動の支援など、市民や市民団体との協働によるごみの減量化・資源化活動を促進します。

(2) 事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進

果樹剪定枝のバイオマスガス化発電燃料としての利用、園芸用廃プラスチック類の回収・処理、多量排出事業者に対する減量化指導・助言などを通して、事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進を図ります。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

生ごみの水切りを徹底しましょう。

ごみの分別を徹底し、資源化に努めましょう。

レジ袋や使い捨て容器に頼らず、「マイバッグ・マイボトル」を利用しましょう。

生ごみの堆肥化に努めましょう。

リユース（再使用）やリサイクルに努めましょう。

過剰包装品や使い捨て製品は購入を控えましょう。

生活環境指導員の活動に協力しましょう。

(2) 事業者

ごみの分別を徹底し、資源化に努めましょう。

廃棄物の発生抑制のため常に工夫しましょう。

包装の簡素化やごみになりにくい商品の開発・販売に努めましょう。

修理やアフターサービスを充実し、商品の長命化に努めましょう。

再生資源を利用した原材料などの使用に努めましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目 標 値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
3-1-1 家庭系一般廃棄物 排出原単位【環境課】	501g/人日	490g/人日	485g/人日	480g/人日	475g/人日	470g/人日
3-1-2 一般廃棄物の資源 化率【環境課】	17.7%	16.7%	16.2%	15.8%	15.7%	15.7%

- 3-1-1 一般廃棄物の排出量については、家庭系一般廃棄物の排出原単位を環境指標とします。目標は「ごみ減量化・資源化基本方針」の中間目標（平成 30 年度・480g/人日）と同一とし、その後は、同方針の最終目標（平成 35 年度・455g/人日）に向けて毎年度均等に減量していくこととします。
- 3-1-2 一般廃棄物の資源化については、資源化率を環境指標とし、本計画期間中に、近年の下落傾向に歯止めをかけることを目標とします。

2 エネルギーを有効に使おう

【 市の施策 】

エネルギーについては、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大によって、化石燃料エネルギーの更なる消費削減を図っていくことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及

住宅用省エネルギー設備等の導入支援、家庭や事業所での省エネルギーの周知啓発、市民団体との協働による新たな再生可能エネルギーの調査・研究などを通して、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を促進します。

(2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大

「白井市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業における電力及び燃料使用量を把握し、使用削減に努めます。

また、市の施設・設備への LED 照明の導入や、再生可能エネルギーを用いた発電設備の設置などを推進します。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

電気器具は電源をこまめに消しましょう。

夏季はつる性植物による「緑のカーテン」の栽培や、涼しい公共施設や店舗の利用（クールシェア）などにより、自宅での冷房使用を抑えましょう。

冷蔵庫は中身を整理して、詰め込みすぎないようにしましょう。

暖房の設定温度は20 以下、冷房の温度は28 以上を目安にしましょう。

厚手のカーテンなどで部屋の断熱効果を高めましょう。

照明器具はLED を使いましょう。

太陽光発電システムや住宅用省エネルギー設備の導入を積極的に検討しましょう。

自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用に努めましょう。（再掲）

アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めましょう。（再掲）

省エネルギーや再生可能エネルギーについて、市民への周知啓発に取り組みましょう。

住宅用省エネルギー設備等：ここでは、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車充電設備、太陽熱利用システムなどの総称として用います。

LED：電流を流すと発光する半導体素子の一種。省エネルギー型の照明光源として使用されています。

緑のカーテン：ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

(2) 事業者

省エネ法や温暖化対策法を遵守しましょう。

夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の使用抑制に努めましょう。アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めましょう。（再掲）

共同輸配送など、物流の効率化に努めましょう。（再掲）

ESCO 事業の活用や、コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を検討しましょう。

太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。

環境マネジメントシステムの運用や環境認証の取得などに取り組みましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
3-2-1 市有施設の電力 使用量【環境課】	5,416,701kWh	5,416,701 kWh 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
3-2-2 市内の人口1人 当たり都市ガス使用量 【環境課】	881m3/人	881m3/人 未満	H28 年度値 未満	H29 年度値 未満	H30 年度値 未満	H31 年度値 未満
3-2-3 市内における再 生可能エネルギー発電 設備導入容量【環境課】	13,631kW	19,100 kW	21,800 kW	24,500 kW	27,300kW	30,000 kW

3-2-1～3-2-3 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大については、市有施設の電力使用量、人口1人当たり都市ガス使用量及び再生可能エネルギー発電設備導入容量を環境指標とします。このうち市有施設の電力使用量及び人口1人当たり都市ガス使用量については、近年の使用量が横ばい又は漸増傾向にあることから、前年度使用量を基準に、使用量が毎年低下することを目標とします。一方、再生可能エネルギー発電設備導入容量については、平成26年4月末からの1年間で約3,900kW増加するなど顕著な増加が見られることから、平成32年度までに合計30,000kWに達することを目標とします。

ESCO 事業：省エネルギー改修等により顧客の光熱水費等の経費を削減し、削減実績の一部を報酬として受取る事業。

コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。

環境マネジメントシステム：事業者などが、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続きなどのしくみを「環境マネジメントシステム」といいます。

第4節 環境を知り環境に配慮した ライフスタイルを実践するまち

1 環境について学ぼう

【市の施策】

環境学習・環境教育については、それを通じて環境に関わる各主体の環境保全への関心・理解を深めていくことが課題となっています。また、住民意識調査の結果からは、市民の環境保全活動の促進のため、環境基本計画の更なる普及を図ることが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進

学校や市民団体などとの連携のもと、教材の供給、市民講座の開催、観察会・見学会その他のイベント開催など、みどりが形成されてきた歴史やその貴重さなどに関する学習の機会を充実します。

また、環境問題に関する研修への参加などにより、市職員の環境意識の向上に努めます。

(2) 環境基本計画の普及

ホームページや情報公開コーナーを活用し、環境基本計画のPRに努めます。

また、環境基本計画の達成状況や白井市の環境に関する主な動きを取りまとめた環境白書を毎年発行します。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

様々な環境問題について、興味をもって調べたり、講座などに参加してみましょう。

環境問題について家族、友人、同僚等と話し合みましょう。

環境学習・環境教育に結びつく活動を積極的に行いましょう。

地域の環境に関する情報を発信しましょう。

他地域の市民団体などとの交流を深めましょう。

(2) 事業者

従業員への環境教育を実施しましょう。

環境学習の場としての事業所や施設の公開などを検討してみましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
4-1-1 市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数【環境課】	495 人	495 人 超	H28 年度値 超	H29 年度値 超	H30 年度値 超	H31 年度値 超

4-1-1 環境保全への関心・理解については、市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数を環境指標とし、目標は、平成 26 年度の参加・受講者数を基準に毎年増加することとします。

一方、環境基本計画の普及については、量的に説明する適当なデータがないことから環境指標は設定しませんが、施策を通して課題解決に取り組んでいきます。

2

環境保全活動に参加しよう

【 市の施策 】

環境保全活動については、市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや、市との協働による活動を更に進めていくことが課題となっており、これらにより、みどりの地域資源を守り、育ていくことが求められています

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 地域での環境保全・創出の取り組みとしてのグランドワークの推進

所有者や市民団体との連携・協力による森林の適正な維持管理の促進、市民・事業者との協働による環境保全活動である「ごみゼロ運動」の実施、市民及び市民団体が道路・公園・緑地などで環境美化活動を行う「アダプトプログラム」の周知啓発、市民団体との連携による「市民活動推進センター」の運営を通じた公益的な市民活動の支援など、地域や市民団体などと連携し、みどりの地域資源を守り育む活動を推進します。

【 環境配慮事項 】

(1) 市民・市民団体

地域で行われる環境保全活動に積極的に参加しましょう。

ひとりひとりが日常生活の中でできる環境保全に取り組みましょう。

地域の環境保全活動のため、市・事業者・他団体などとの連携や協力を進めましょう。

(2) 事業者

地域の環境保全活動のため、市・他事業者・市民団体などとの連携や協力を進めましょう。

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目標値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
4-2-1 市内の環境関係活動団体数【市民活動支援課】	11 団体	12 団体	12 団体	12 団体	12 団体	12 団体
4-2-2 ごみゼロ運動の1回当たり参加者数【環境課】	4,954 人	5,000 人以上	5,000 人以上	5,000 人以上	5,000 人以上	5,000 人以上

4-2-1、4-2-2 環境保全活動の推進については、市民活動推進センターに「環境」区分で登録している市民団体の数と、市民・事業者と市との協働による環境保全活動の中でも最大規模のものである「ごみゼロ運動」の1回当たり参加者数を環境指標とします。「環境」区分の登録団体数は近年は11団体で推移していますが、団塊世代の大量退職などを背景とした地域活動の担い手の増加も期待できることから、平成32年度までに1団体の増加を目標とします。一方、ごみゼロ運動の参加者数は、平成26年度は1回当たり4,954名であり、今後は毎回5,000名以上の参加を目標とします。

第5節 地球環境の保全に貢献するまち

1 地球規模で環境を考えよう

【市の施策】

地球環境問題については、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大を市民生活や事業活動に定着させていくこと、また、酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集を進めて行くことが課題となっています。

市では、課題の解決に向け、次の施策を推進します。

(1) 温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及

具体的な内容は、第3節第2項「エネルギーを有効に使おう」で市の施策として示した、「(1)住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及」及び「(2)市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大」と共通するものとします。

(2) 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集

酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策については、第2節第1項「大気汚染を減らそう」で市の施策として示した、「(1)国・県・他市町村などとの協力による大気汚染物質の排出削減」と共通するものとします。

また、千葉県による大気汚染物質の測定結果を把握・整理し環境白書などで毎年報告するとともに、国による酸性雨の調査結果を把握し、情報の提供に努めます。

【環境配慮事項】

(1) 市民・市民団体

電気器具は電源をこまめに消しましょう。(再掲)

夏季はつる性植物による「緑のカーテン」の栽培や、涼しい公共施設や店舗の利用(クールシェア)などにより、自宅での冷房使用を抑えましょう。(再掲)

冷蔵庫は中身を整理して、詰め込みすぎないようにしましょう。(再掲)

暖房の設定温度は20以下、冷房の温度は28以上を目安にしましょう。(再掲)

厚手のカーテンなどで部屋の断熱効果を高めましょう。(再掲)

照明器具はLEDを使いましょう。(再掲)

太陽光発電システムや住宅用省エネルギー設備の導入を積極的に検討しましょう。(再掲)

自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用に努めましょう。(再掲)

アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転(エコドライブ)に努めましょう。(再掲)

省エネルギーや再生可能エネルギーについて、市民への周知啓発に取り組みましょう。(再掲)

(2) 事業者

省エネ法や温暖化対策法を遵守しましょう。(再掲)

夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の使用抑制に努めましょう。

(再掲)

アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転(エコドライブ)に努めましょう。(再掲)

共同輸配送など、物流の効率化に努めましょう。(再掲)

ESCO 事業の活用や、コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を検討しましょう。(再掲)

太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。(再掲)

環境マネジメントシステムの運用や環境認証の取得などに取り組みましょう。(再掲)

【 環境指標 】

環境指標 【調査担当課】	現 状 (H26 年度)	目 標 値				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
5-1-1 市の事務事業による温室効果ガス排出量【環境課】	4,228,289 kg-CO2	3,996,175 kg-CO2	3,954,977 kg-CO2	-	-	-
5-1-2 降水中の水素イオン指数【環境課】	4.77(H20~ 24 年度調査 平均値)	4.77 以上 (H27 年度 調査値)	4.77 以上 (H28 年度 調査値)	4.77 以上 (H29 年度 調査値)	4.77 以上 (H30 年度 調査値)	4.77 以上 (H31 年度 調査値)

5-1-1 省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の定着促進については、その成果の一側面をあらわすものとして、市の事務事業による温室効果ガス排出量を環境指標とします。目標は「白井市地球温暖化対策実行計画」に合わせ、平成 29 年度までに 3,954,977kg (CO2 換算) まで削減することとします。なお、平成 30 年度以降については、次期の地球温暖化対策実行計画の目標値を適用することとします。

5-1-2 酸性雨については、国の調査に基づく降水中の水素イオン指数 (pH 値) の直近値を環境指標とします。ただし、千葉県内には調査地点が設定されていないことから、当市から最も近い調査地である東京都の値を使用することとし、目標については、直近 5 年間 (平成 20~24 年度) の平均値 (4.77) を下回らないこととします。なお、酸性雨の主な原因物質は硫酸化合物や窒素化合物などの大気汚染物質であると言われていますが、これらの物質のうち大気中の二酸化窒素濃度については、第 2 節第 1 項「大気汚染を減らそう」において環境指標 (2-1-3) としています。